# SAGA2024実行委員会専門委員会規程

平成 27年(2015年)12月24日 第 1 回 常 任 委 員 会 決 定 平成 28年 (2016年) 12月 22日 第 3 回常任委員会一部改正 平成 29 年(2017年) 6月5日 第4回常任委員会一部改正 平成 29 年 (2017年) 12 月 22 日 第 5 回常任委員会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第7回常任委員会一部改正 平成 30 年 (2018年) 12 月 20 日 第8回常任委員会一部改正 令和 2 年 (2020 年) 2 月 13 日 第 10 回常任委員会一部改正 令和 2 年 (2020 年) 7月 21日 第 12 回常任委員会一部改正 令和 2 年 (2020年) 10 月 23 日 第 8 回 総 会 一 部 改 正

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 委員会に次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、SAGA2024実行委員会の会長(以下「会長」という。) が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面 で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

## (部会)

- 第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

# 附則

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。
- 7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。
- 8 この規定は、令和2年7月21日から施行する。
- 9 この規定は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

# 別表(2条関係)

| 種類                |      | 付託事項  | 委任事項   |
|-------------------|------|---|--|
| 1200              |      | <br>  1 開催準備総合計画・会期の重要  | 1 開催準備総合計画の推進に関  |
| 総務企画<br>専門委員会     |      | な事項に関すること。 2 会場地及び競技施設の重要な事項に関すること。 3 県及び市町の所掌業務等の重要な事項に関すること。 4 開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項に関すること。 5 他の専門委員会に属さない重   | すること。 2 文化プログラムの推進に関すること。 3 リハーサル大会の推進に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。   |
|                   |      | 要な事項に関すること。   |  |
| 施設・競<br>専門委<br>員会 | 施設関係 | 1 競技施設等の整備計画の重要<br>な事項に関すること。<br>2 情報通信施設の整備計画の重<br>要な事項に関すること。<br>3 その他施設の整備に係る重要<br>な事項に関すること。  | 1 競技施設等の整備推進に関すること。<br>2 情報通信施設の整備推進に関すること。<br>3 その他施設に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。  |
|                   | 競技   | 1 実施予定競技の重要な事項に関すること。 2 競技の企画運営の重要な事項に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の重要な事項に関すること。 4 競技用具の整備計画の重要な事項に関すること。 5 デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要ないで関すること。 6 その他競技に係る重要な事項に関すること。 | <ol> <li>競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>競技役員等の養成・編成の推進に関すること。</li> <li>競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。</li> <li>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進に関すること。</li> <li>競技記録集計処理の推進に関すること。</li> <li>その他競技に係る事項(ただし、重要な事項に関することを</li> </ol> |
| 広報・県民運動<br>専門委員会  |      | 1 広報の方針・計画の重要な事項<br>に関すること。<br>2 県民運動の方針・計画の重要な<br>事項に関すること。<br>3 その他広報及び県民運動に係<br>る重要な事項に関すること。  | 除く。) に関すること。  1 広報活動に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・メッセージ、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像、記録写真等に関すること。 6 その他広報及び県民運動に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。) に関すること。  |
| 宿泊・医事・衛生<br>専門委員会 |      | 1 宿泊の方針・計画の重要な事項<br>に関すること。<br>2 医事・衛生の方針・計画の重要<br>な事項に関すること。<br>3 その他宿泊及び医事・衛生に係<br>る重要な事項に関すること。  | 1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に係る事項(ただし、重要な事項に   |

|                | ,   |   |
|----------------|---|---|
|                |   | 関することを除く。) に関する<br>こと。  |
| 輸送・交通<br>専門委員会 | 1 輸送及び交通の方針・計画の重要な事項に関すること。<br>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。       | 1 全国輸送に関すること。<br>2 開・閉会式の輸送に関すること。<br>と。<br>3 競技会場地輸送に関すること。<br>4 その他輸送及び交通に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。  |
| 式典<br>専門委員会    | 1 式典の方針・計画の重要な事項<br>に関すること。<br>2 その他式典に係る重要な事項<br>に関すること。       | <ul> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。</li> <li>2 式典音楽に関すること。</li> <li>3 式典演技に関すること。</li> <li>4 大会旗・炬火リレーに関すること。</li> <li>5 その他式典に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。</li> </ul> |
| 警備・消防専門委員会     | 1 警備、消防及び防災の方針・計画の重要な事項に関すること。<br>2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関すること。 | 1 警備、消防及び防災の計画の推進に関すること。<br>2 その他、警備、消防及び防災に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。  |

\* 付託事項:付託された事項を調査、審議すること。 \* 委任事項:委任された事項を決議すること。